

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第8条第4項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

令和7年2月19日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：佐賀玉屋

所在地：佐賀県佐賀市中の小路2番5号

2 届出の内容

（1）大規模小売店舗の施設の位置の配置に関する事項

- ・ 駐輪場の位置及び収容台数
- ・ 荷さばき施設の位置及び面積
- ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

3 意見の概要

意見なし